

蜜蜂飼育者 各位

山形県農林水産部長  
(公印省略)

令和 7 年次蜜蜂飼育届について

このことについて、養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により、蜜蜂の飼育者（日本蜜蜂・西洋蜜蜂にかかわらず 1 群以上飼育している方）は県知事に対して「蜜蜂飼育届」を提出する必要がありますので、令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの飼育計画を下記により期限まで提出してください。なお、飼育を中止（休止）する場合であっても、下記提出先まで連絡願います。

記

1 提出書類

(1) 蜜蜂飼育届（「様式第 1 号」：1 部）

※昨年度、様式が変更されていますので同封の新しい様式により提出すること。

なお、山形県のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.yamagata.jp/140028/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/chikusan/hachi.html>

※新規の飼育場所がある場合は、申請場所を示す赤丸印を記入した 2 万 5 千分の 1 の地図又はこれに準じる図面を添付すること（緯度及び経度の記載でも可）。

(2) 蜂場土地使用承諾書（「様式第 2 号」：蜂場ごとに 1 部）

※飼育場所が借地の場合は土地使用承諾書（国有林等の場合は、所轄官公署の発行する貸与承諾書）をあわせて提出すること。

2 提出期限：令和 7 年 1 月 31 日（金）必着

3 提出先（問合せ先）

お住まいの地域の総合支庁農業振興課 畜産振興担当あてに御提出ください。

村山地域	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68 村山総合支庁農業振興課 畜産振興担当あて 電話 023 (621) 8145
最上地域	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 最上総合支庁農業振興課 畜産振興担当あて 電話 0233 (29) 1318
置賜地域	〒992-0012 米沢市金地 7-1-50 置賜総合支庁農業振興課 畜産振興担当あて 電話 0238 (26) 6053
庄内地域	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 庄内総合支庁農業振興課 畜産振興担当あて 電話 0235 (66) 5504

#### 4 提出に当たっての留意事項

- 蜜蜂飼育届は、蜂場使用の権利を保障するものではありません。蜜源に対し周囲の蜂群数が過剰と認められる場合、「山形県蜜蜂転飼調整方針」（令和5年6月5日改訂）に基づき蜂群調整を行い、飼育計画の変更をお願いすることがあります。
- 蜂群調整終了後に、県から「蜜蜂飼育計画確認書」を送付しますので、その内容に基づいた飼育を行ってください
- 法令に基づく場合や蜂群の配置調整等に必要範囲内で関係者及び関係機関等（以下「関係機関等」）の協力が必要な場合、届出内容を関係機関等に情報提供する必要があることから、届出を提出された方は、届出に記載された個人情報の取扱いに同意したものとみなされますので、御承知おきください。